

2020年12月号

(2020年12月17日発行)

大阪：〒598-0013 大阪府泉佐野市中町 1-2-4

e-mail：info@senshu-sr.com

HP：<https://senshu-sr.com>

泉州経営協会 静社労士事務所便り

2020年の主な法改正振り返り

今年も残りわずかとなりました。今回は、今年の主な法改正を振り返り、対応できているかを改めて確認していきましょう。特に労働時間の上限規制については、対応に苦慮されているというお話をよく耳にします。コロナ禍でもあり難しい面もありますが、来年に向けて準備をしていきましょう。

※過去の事務所便りは、<<https://senshu-sr.com/>>の事務所便りタブよりご覧頂けます。



◆2020年の主な法改正等

施行月	内容	備考
4月	中小企業への労働時間の上限規制適用	1,2月号
	賃金等請求権の消滅時効3年に	2月号
	受動喫煙防止措置の明示	2月号
	受動喫煙の対策	2月号
	雇用保険の免除対象高年齢労働者の特例廃止	2,3月号
	健康保険の被扶養者国内居住要件の追加	2月号
	身元保証額の上限額設定が必要	2月号
8月	雇用保険の被保険者期間の算入基準に労働時間を追加	7月号
9月	厚生年金保険の最高等級引上げ(標準報酬62万円⇒65万円)	7月号
	複数事業労働者向けの労災保険	10月号
10月	雇用保険の給付制限期間の短縮(3ヵ月⇒2ヵ月)	10月号
	最低賃金の動向	8,10月号
—	新型コロナウイルス感染症に係る助成等制度やQ&A	3,4,5,6,7,8,11月号

※○月号：事務所便り○月号で紹介



◆今年の事務所便りの振り返り

今年は新型コロナウイルス感染症により、国や各都道府県、各市区町村で助成制度の創設や制度改正が相次ぎ、これらの内容に少し偏った事務所便りになった1年でした。制度の内容はほぼ確定してきたので、今後は大きな制度改正は起こりづらいと思いますが、引き続き注視してご案内をしていきたいと思っています。

法改正情報は、新型コロナウイルス感染症で紙面を使った関係で、解説や具体例をもう少し加えたり、紹介できなかった法改正もあつたりしました。法改正自体内容が難しいことが多いので、来年はもう少しわかりやすいご案内を心がけていきたいと思っています。

その他としては、最低賃金や割増賃金の対象となる手当や計算方法、最低賃金の動向など、賃金計算において間違いやすいところをご紹介しました。弊社では、自社で行っている給与計算が正しく出来ているかチェック(別途費用)を行っており、定期的なチェックのご依頼を頂く企業様もいらっしゃいます。ご興味ございましたら、お声掛けください。

事務所便りについて、ご意見ご感想がございましたら、MTGやメール等でお声を聞かせて頂きますと嬉しいです。こういう特集をして欲しい、この制度がわからないから解説して欲しい等、今後の事務所便りに反映できればと思います。

◆今年の一言

今年も大変お世話になりました。コロナ禍という大変な年になりましたが、微力ながら引き続き尽力させて頂きたいと思えます。来年もご愛顧のほどよろしくお願い致します。